

# 岐阜県公報

号外(一) 平成二十年三月二十八日

## 目次

### 規則

岐阜県住民基本台帳法施行条例別表の規則で定める事務を定める規則の一部を改正する規則

(税務課)

ページ

## 規則

岐阜県住民基本台帳法施行条例別表の規則で定める事務を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第五号

岐阜県住民基本台帳法施行条例別表の規則で定める事務を定める規則の一部を改正する規則

岐阜県住民基本台帳法施行条例別表の規則で定める事務を定める規則(平成十五年岐阜県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(条例別表の規則で定める事務)

第二条 条例別表第一号の規則で定める事務は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)による県税の犯則事件の調査に関する犯則嫌疑者又は参考人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

2 条例別表第二号の規則で定める事務は、岐阜県職員退職料給与条例(昭和八年岐阜県条例第十号)による年金である給付を受ける権利を有する者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は住所の変更の事実の確認とする。

3 条例別表第三号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 岐阜県税条例(昭和二十五年岐阜県条例第二十二号)による県税の賦課徴収(当該県税に係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費の賦課徴収を含む)に関する次に掲げる者(当該者が法人である場合にあつてはそ

の商業登記簿又は法人登記簿の役員に関する事項の欄に記載のある者、当該者が法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものである場合にあっては当該代表者又は管理人（の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認）

イ 納税者、特別徴収義務者、納税義務者又はこれらの第二次納税義務者、保証人その他の納税義務者と認められる者（以下この号において「納税者等」という。）

ロ 納税者等の相続人

ハ 納税者等が有する財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、地上権、賃借権その他の権利を有する者

ニ 納税者等が譲渡した財産でその譲渡により担保の目的となっているものの権利者

ホ 納税者等が有する財産を占有している第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者

ヘ 納税者等に対し債権若しくは債務があり、又は納税者等から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者

二 次に掲げる申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

イ 個人の事業税の減免の申請（年齢六十五歳以上の者に係る場合の申請に限る。）

ロ 自動車税の減免の申請（岐阜県条例第八十五条の二第一項第三号又は第四号に該当し、かつ、前年度に引き続き減免の適用を受けようとする場合の申請に限る。）

4 条例別表第四号の規則で定める事務は、岐阜県乗鞍環境保全税条例（平成十四年岐阜県条例第三十九号）による乗鞍環境保全税の賦課徴収（当該乗鞍環境保全税に係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費の賦課徴収を含む。）

に関する次に掲げる者（当該者が法人である場合にあってはその商業登記簿又は法人登記簿の役員に関する事項の欄に記載のある者、当該者が法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものである場合にあっては当該代表者又は管理人）の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

一 納税者、特別徴収義務者、納税義務者又はこれらの第二次納税義務者、保証人その他の納税義務者と認められる者（以下この項において「納税者等」という。）

二 納税者等の相続人

三 納税者等が有する財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、地上権、賃借権そ

の他の権利を有する者

四 納税者等が譲渡した財産でその譲渡により担保の目的となっているものの権利者

五 納税者等が有する財産を占有している第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者

六 納税者等に対し債権若しくは債務があり、又は納税者等から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年三月二十八日印刷  
平成二十年三月二十八日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一 岐阜県庁  
発行所 岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三 飯尾 寛  
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社  
定価 一か年 四八、〇〇〇円（送料共）（消費税二、二八六円を含む。）